

【改定内容】※変更箇所抜粋

改定箇所		改定前	改定後
「ほくぎんダイレクトAご利用規定集」内 北陸銀行ポータルアプリご利用規定	第1条（サービスの内容）	—	7) 北陸銀行の普通預金口座開設申込
	第23条（北陸銀行の普通預金口座開設申込サービス）	—	1.本サービスから北陸銀行の普通預金口座開設をお申込みいただけるサービスです。 2.本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限ります。
アプリからの口座開設に係る特約	第1条（特約の適用範囲等）	1. この特約は、「北陸銀行 口座開設&お手続きアプリ」（以下「アプリ」といいます。）から開設した株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座、投資信託関連口座に適用される事項を定めるものです。	1. この特約は、「 <u>北陸銀行ポータルアプリ</u> 」「 <u>北陸銀行 口座開設&amp;お手続きアプリ</u> 」（以下「アプリ」といいます。）から開設した株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座、投資信託関連口座に適用される事項を定めるものです。
		2. この特約は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「キャッシュカード規定」「ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ほくぎんダイレクトA）ご利用規定」「ほくぎん Web 口座（総合口座）規定」「ほくぎん Web 口座（普通預金）規定」「総合口座取引追加規定」「普通預金等追加規定書」（以下総称して「各種預金規定」といいます。）によるほか、本特約により取り扱います。	2. この特約は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「キャッシュカード規定」「ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ほくぎんダイレクトA） <u>ご利用規定集</u> 」「ほくぎん Web 口座（総合口座）規定」「ほくぎん Web 口座（普通預金）規定」「総合口座取引追加規定」「普通預金等追加規定書」（以下総称して「各種預金規定」といいます。）によるほか、本特約により取り扱います。
	第2条（取引の開始）	2. 「アプリ」により開設した預金口座の取引開始に際しては、普通預金口座を開設し、キャッシュカードを発行のうえ、 <u>インターネットバンキング</u> 「ほくぎんダイレクトA」の利用登録を行います。  3. <u>前項2</u> 以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。	2. 「アプリ」により開設した預金口座の取引開始に際しては、普通預金口座を開設し、キャッシュカードを発行のうえ、 <u>アプリまたはインターネットバンキング</u> 「ほくぎんダイレクトA」の利用登録を行う <u>ものとします</u> 。  3. <u>前項</u> 以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。

	第3条（通帳の不発行）	1. 「アプリ」により開設した普通預金口座は、通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等はインターネットバンキングを利用してお客さま自身で確認することができます。	1. 「アプリ」により開設した普通預金口座は、通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等はアプリまたはインターネットバンキングを利用してお客さま自身で確認することができます。
	第7条（特約の変更）	この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法（平成二十九年六月二日法律第四十四号による改正後のものをいい、その後の改正を含む）第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。